

議案第60号

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1 保育所の項中大阪市立四貫島保育所の項、大阪市立日東南保育所の項、大阪市立出来島保育所の項、大阪市立野里保育所の項、大阪市立鶴橋保育所の項及び大阪市立橋保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1 保育所の項中大阪市立四貫島保育所の項を削る改正規定の施行期日は、市長が定める。

平成30年2月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

四貫島保育所ほか5施設を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(傍線は削除)

大阪市立児童福祉施設条例（抄）

別表第1（第1条関係）

種類	名 称	位 置
保育所	省	略
	<u>大阪市立四貫島保育所</u>	<u>大阪市此花区梅香2丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立日東南保育所</u>	<u>大阪市浪速区下寺3丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立出来島保育所</u>	<u>大阪市西淀川区出来島3丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立野里保育所</u>	<u>大阪市西淀川区野里2丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立鶴橋保育所</u>	<u>大阪市生野区桃谷5丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立橘保育所</u>	<u>大阪市西成区橘3丁目</u>
	省	略
省		略